

# 各務原市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(令和2年12月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）に基づき、障がい者又は障がい児（以下「障がい者等」という。）の重度化、高齢化及び親亡き後を見据え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域における複数の機関が分担して居住支援のための必要な機能を担う面的な体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）を整備する地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

(地域生活支援拠点等の機能)

第3条 地域生活支援拠点等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる機能を担う。

- (1) 相談 緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び当該世帯を登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所等を活用した緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病等緊急時の受け入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 地域移行支援、親元からの自立等に当たって、共同生活援助その他の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的なケアが必要な者、行動障がいを有する者又は高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 前項各号に掲げる機能は、法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、同項に規定する指定障害者支援施設、法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者又は法第77条に規定する地域生活支援事業を行う事業者が1つ以上の機能を分担して担うものとする。

(登録の申請)

第4条 前条第1項各号に掲げる機能を担おうとする者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程に、当該機能を担おうとする事業所を定め、各務原市地域生活支援拠点等登録申請書（様式第1号）に当該運営規程の写しを添えて市長に提出しなければならない。担おうとする機能を追加しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、地域生活支援拠点等としての登録が適当と認めるときは、各務原市地域生活支援拠点等登録通知書（様式第2号）により当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(登録の変更等)

第5条 地域生活支援拠点等として登録された者は、登録の内容を変更し、又は機能を廃止するときは、速やかに各務原市地域生活支援拠点等登録（変更・廃止）届（様式第3号）により市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 事業の実施に当たっては、障がい者等及びその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

2 事業に携わる者は、職務上知り得た個人情報その他秘密事項を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地  
 申請者 名称  
 代表者 印

各務原市地域生活支援拠点等登録申請書

各務原市地域生活支援拠点等事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所番号									
事業所（施設）の名称									
事業所（施設）の所在地									
事業所（施設）の連絡先	(電話番号)				(FAX番号)				
	(メールアドレス)								

登録する機能	内容	備考
1 相談	<input type="checkbox"/> 相談支援専門員の配置 <input type="checkbox"/> 連携短期入所事業所への緊急時対応	※連携短期入所事業所名を記入
2 緊急時の受け入れ・対応	<input type="checkbox"/> 事業所（施設）での受け入れ支援 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 短期入所以外 <input type="checkbox"/> 居宅等での見守り支援	
3 体験の機会・場の提供	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業の体験的な利用支援 <input type="checkbox"/> 体験的な宿泊支援 <input type="checkbox"/> その他（右欄に記入）	
4 専門的人材の確保・養成	<input type="checkbox"/> 強度行動障害支援者養成研修修了者の配置 <input type="checkbox"/> 医療的ケア児者コーディネーター養成研修修了者の配置 <input type="checkbox"/> 有資格者の確保（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等） <input type="checkbox"/> その他（右欄に記入）	
5 地域の体制づくり	<input type="checkbox"/> 共同支援体制	

第 号  
年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

各務原市長

各務原市地域生活支援拠点等登録通知書

年 月 日付で申請のありました地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録について、各務原市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第2項の規定により下記のとおり登録しましたので通知します。

記

1 事業所番号・事業所名

2 登録する居住支援のための機能

3 登録日

年 月 日

年 月 日

（宛先）各務原市長

所在地

届出者 名称

代表者

印

各務原市地域生活支援拠点等登録（変更・廃止）届

各務原市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条の規定により、登録した（内容の変更・機能の廃止）をしたいので、次のとおり届け出ます。

事業所番号										
事業所（施設）の名称										
事業所（施設）の所在地										
事業所（施設）の連絡先	(電話番号)					(FAX番号)				
	(メールアドレス)									

機能	区分	変更後の内容	変更・廃止 年月日	備考
1 相談	1 変更	<input type="checkbox"/> 相談支援専門員の配置 <input type="checkbox"/> 連携短期入所事業所への緊急時対応		※連携短期入所事業所名を記入
	2 廃止			
2 緊急時の受け入れ・対応	1 変更	<input type="checkbox"/> 事業所（施設）での受け入れ支援 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 短期入所以外 <input type="checkbox"/> 居宅等での見守り支援		
	2 廃止			
3 体験の機会・場の提供	1 変更	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業の体験的な利用支援 <input type="checkbox"/> 体験的な宿泊支援 <input type="checkbox"/> その他（備考欄に記入）		
	2 廃止			
4 専門的人材の確保・養成	1 変更	<input type="checkbox"/> 強度行動障害支援者養成研修修了者の配置 <input type="checkbox"/> 医療的ケア児者コーディネーター養成研修修了者の配置 <input type="checkbox"/> 有資格者の確保（社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士等） <input type="checkbox"/> その他（備考欄に記入）		
	2 廃止			
5 地域の体制づくり	1 変更	<input type="checkbox"/> 共同支援体制		
	2 廃止			

